

議案第50号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月28日提出

小田原市長 守屋輝彦

1/15

0

0

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条
第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正
予算（別紙）

令和2年4月15日

小田原市長 加 藤 憲 一

理 由

国民健康保険事業特別会計において、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等について傷病手当金を支給することとするに当たり、特に緊急を要するため、専決処分するものです。

令和2年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和2年度小田原市国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,331,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 支 出 金		千円 14,552,849	千円 1,000	千円 14,553,849
	1 県 補 助 金	14,552,849	1,000	14,553,849
歳 入 合 計		20,330,000	1,000	20,331,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		千円 14,424,360	千円 1,000	千円 14,425,360
	6 傷 病 手 当 諸 費		1,000	1,000
歳 出 合 計		20,330,000	1,000	20,331,000

各会計の予算に関する説明書

令和2年度小田原市国民健康保険事業特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 県 支 出 金	14,552,849	1,000	14,553,849
歳 入 合 計	20,330,000	1,000	20,331,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保 險 給 付 費	千円 14,424,360	千円 1,000	千円 14,425,360
歳 出 合 計	20,330,000	1,000	20,331,000

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 1,000	千円	千円	千円
1,000			

2 歳 入
 (款) 3 県支出金
 (項) 1 県補助金

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	3 県	支 出 金	千円 14,552,849	千円 1,000	千円 14,553,849
	1 県	補 助 金	14,552,849	1,000	14,553,849
		1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	14,552,849	1,000	14,553,849
歳 入 合 計			20,330,000	1,000	20,331,000

節		説明
区分	金額 千円	
2 保険給付費等 交付金 (特別交付金)	1,000	

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当諸費

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	2	保 險 給 付 費	14,424,360	1,000	14,425,360	1,000			
		6 傷 病 手 当 諸 費		1,000	1,000	1,000			
		1 傷 病 手 当 金		1,000	1,000	1,000			
		歳 出 合 計	20,330,000	1,000	20,331,000	1,000			

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
18 負担金補助 及び交付金	1,000	傷病手当金



